

## 第30回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

- 1、開催日時 平成30年10月2日(火) 午後1時30分～午後4時25分
- 2、開催場所 鹿島市新世紀センター 2階 会議室
- 3、出席委員 10名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)
- 4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

### 5、議事日程

- ①第1 議事録署名委員の指名 3番 巨瀬茂行委員 4番 山口辰郎委員
- ②第2 報告第 77号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
 報告第 78号 農地法第4条適用除外の証明願いについて  
 議案第 140号 農振法第13条の規定による変更申請について(除外)  
 議案第 141号 農地法第5条の規定による許可申請について  
 議案第 142号 農地法第4条の規定による許可申請について  
 議案第 143号 農地法第3条の規定による許可申請について  
 議案第 144号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画(案)について  
 議案第 145号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

### 6、農業委員会事務局職員

| 役 職        | 氏 名             |
|------------|-----------------|
| 事務局長       | 田中 宏幸(市議会のため欠席) |
| 主 査        | 星野 晃希           |
| 書 記        | 眞崎亜希子           |
| 農地利用最適化相談員 | 橋口 浩            |

### ◎農業委員出席簿

| 席順 | 委員名    | 出欠 |
|----|--------|----|
| 1  | 池田 好春  | ○  |
| 2  | 小池 正人  | ○  |
| 3  | 巨瀬 茂行  | ○  |
| 4  | 山口 辰郎  | ○  |
| 5  | 山口 和子  | ○  |
| 6  | 佐藤 睦   | ○  |
| 7  | 中村 正信  | ○  |
| 8  | 松浦 秋行  | ○  |
| 9  | 織田 博吉  | ○  |
| 10 | 中尾 誠士郎 | ○  |
| 計  | 10人    |    |

◎農地利用最適化推進委員出席簿 なし

7. 会議の概要

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>定刻を少し過ぎましたけれども、只今から第30回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番池田委員から10番中尾委員まで点呼をし、委員全員の出席を確認。)次に議事録署名人の指名をします。3番巨瀬委員と4番山口委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意をお願いします。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願いします。では、慣例により会長に議長をお願いします。</p> |
| 会長  | <p>改めまして、こんにちは。台風も過ぎ安心してるところですが、また新たな台風が発生して週末が心配ではありますが、今回も逸れてくれればと思っております。本当に忙しい中、定例総会に参加いただきましてありがとうございます。今日は議題が多いので簡潔に行きたいと思います。本日の議題は議案6件と報告2件であります。</p> <p>早速、審議に入ります。報告第77号農地法第18条第6項の規定による解約報告についてを議題といたします。本件につきましては一括して審議をいたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局 | <p>総会議案・説明資料の1ページから4ページをご覧ください。報告第77号農地法第18条第6項の規定による解約報告についてでございますが、1ページから4ページの記載のとおり番号1から17までの17件となっております。合計28筆で面積が42,999平米となっております。内訳は田が14筆42,787平米、畑は3筆212平米でございます。解約事由は双方合意による借人変更のためが12件で、借り人の申し出によるが1件、貸し人の申し出によるが1件、農地法3条申請のためが2件で、農地法4条申請のためが1件となっております。以上で報告第77号の説明を終わります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長  | <p>それでは質疑に入ります。只今の説明について、質問・意見はありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|     | <p>(はいと言う声あり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議長  | <p>質問も無いようですので、これで報告第77号を終わります。</p> <p>議案第78号農振法第4条適用除外の証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局 | <p>総会議案・説明資料は1ページ、位置図は1ページを併せてご覧ください。証明願の場所は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。地目は畑で、面積は3,421平米のうち53.46平米となっております。届出人の方は〇〇区の〇〇〇〇さんです。目的及び施設の概要ですが、農業用倉庫53.46平米となっております。周囲の状況は東が宅地、西が河川、南が水路、北が山林と田です。備考欄に記載の通り地元との協議有りで条件は無しとなっております。なお、今回始末書が提出されています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議長  | <p>只今の説明について質問はありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | ここで担当委員の調査報告をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 3番委員 | この土地は〇〇公民館の真裏になりますが、以前から〇〇さんがこの土地を所有していて、だいぶ前から農業用倉庫を建てていらっしやいました。現地を見たところ特に問題は無さそうでしたが、ご審議をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長   | ここで事務局より始末書の読み上げをおねがいします。<br>(始末書読み上げ)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長   | 説明について質問や意見はありませんか。<br>無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。<br>(全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長   | 賛成全員として取り扱います。<br>次に議案141号「農振法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」事務局の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事務局  | 141号の審議に入ります前にこの案件についての経過説明をいたします。それを受けて今回参考人として〇〇さんに来ていただいておりますので、説明の後に〇〇さんの方に質疑をしていただこうと思っています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局  | 議案141号1番について経過説明をします。9月21の現地調査のときに既に宅地造成されていたため、時系列でこの農地について説明します。まず、平成26年5月19日に1番の4筆を農地法第3条で〇〇〇〇さんが購入をされています。それが次の6月2日の総会にかけられまして許可を受けられております。そして、所有権移転の許可を平成26年7月2日に受けられております。同じ月の18日にこちらの地目が田でしたので、形状変更で嵩上げを申請されて、次の月の8月4日に農業委員会で承認をされております。これが平成26年の時系列になります。今年の平成30年ですが、2月に入りまして、1筆〇〇番地〇の農地が農振・農用地でございましたので、農振除外の申請を平成30年2月16日にされて、今年9月12日に承認が下りております。そして、9月18日に5条の申請を譲渡人としてされております。こちらには宅地造成された始末書が提出されておりました。始末書によると造成をされた時期が隣の宅地造成時に同じように盛土と宅地造成して、道路側にU字溝を設置されたということでした。隣の宅地の5条申請を調べまして、恐らく工事の予定時期としては26年6月30日に許可が下りておりましたので、その後の7月に入ってからではないかと思われまます。説明は以上です。 |
| 議長   | ここで担当委員の調査報告をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 5番委員 | ここは農振除外の申請が出たときにこの地区の推進員の方と現地調査を行いました。申請地の隣に家が建っておりましたが、その同じ高さに圃場整備がしてありました。これは先ほど説明がありました形状変更によるものと思われまます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議長   | 只今の説明について質問・意見はありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 9番委員 | 先ほどの事務局の説明の中に隣の宅地と同じ時期に宅地造成されたのではないかという話がありましたが、隣の宅地と同じ業者に頼まれていたのですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 〇〇氏  | 違います。同じ業者には頼んでいません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長   | 形状変更された際に野菜を作る予定だと伺っておりましたが、1回も作ってないのはどうしてですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 〇〇氏  | 業者との行き違いもあり、質の悪い土が入ってきたため作ってありませんでした。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 8番委員 | 私たちはそこで野菜作りをするということで許可を出しましたが、何もせずに放っておいた状態にするのはおかしいと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議長   | そこは業者と話し合っ土を入れ替えるなどできたと思います。宅地として売る前に1作でも作っていれば話は変わっていたと思います。最初から石などが入った土では畑には見えません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 9番委員 | 野菜作りするために形状変更を行って、土の質が違ったという理由だけで1回も作らずに                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 今回宅地として売るといのはおかしいと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 〇〇氏   | 少々の石ならみかんやお茶畑としてできたかもしれませんが、あまりにも違ったため作れませんでした。                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長   | 私たちの許可無く勝手にされると農業委員会の立場もありません。また、形状変更の許可をされた前任の農業委員の方々も納得をされません。                                                                                                                                                                                                                           |
| 議 長   | 他に質問や意見はありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 9番委員  | もう一度業者と話を整理されて、1作でも作るのがいいと思います。                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 5 番委員 | 〇〇さんは〇〇町にお住まいですが、〇〇のほうにも〇〇さん名義の土地をお持ちですか。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 〇〇氏   | 〇〇にある土地は全て主人の名義です。私の名義は今回の申請地だけです。                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長   | 他に質問や意見はないですか。<br>〇〇さんありがとうございました。後はこちらのほうで議論・採決を行います。                                                                                                                                                                                                                                     |
|       | (〇〇氏、退出)                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長   | 1年間条件付で申請地に作付けしてもらって、再度総会にかけてもらうのはどうでしょう。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 9番委員  | 最初の形状変更届けを出された時通りにしてくださいと伝えるのがいいと思います。                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 3番委員  | 今後ずっと農地として残していけるなら良いですが、難しいのではない部分もあるかと思ひます。                                                                                                                                                                                                                                               |
| 4番委員  | 今までの経緯を見ても納得できるところはないし、意図的なものを感じるので1度作付けを行ってからもう1度総会にかけてもらうのが良いと思ひます。                                                                                                                                                                                                                      |
| 議 長   | 担当委員どう思われますか。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 5番委員  | 私も納得できる点がないので、作り土を入れるなどして1作でも耕作してもらうのが良いと思ひます。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議 長   | 6番委員どう思われますか。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 6番委員  | 以前にも今回と同じように農業を行うと言って土地を買われて、そこを転売されたことがありました。当時は〇〇さんの名義ではなく旦那さんの名義でした。なぜ今回は〇〇さんの名義にされたのか疑問です。                                                                                                                                                                                             |
| 9番委員  | 場所はどのあたりですか。                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 6番委員  | 位置図10ページの国道沿いです。その農地が高く売れたので、他の方からも私のも買って欲しくないかと問い合わせがあったそうです。                                                                                                                                                                                                                             |
| 議 長   | 7番委員どう思われますか。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 7番委員  | 他のところは旦那さん名義で今回は奥さん名義といのはおかしいですし、1作も作らずに転売するのは納得できません。なので最初の形状変更をされた際の申請通りにしてもらって、また協議するほうが良いと思ひます。                                                                                                                                                                                        |
| 議 長   | 私も同じ意見です。みなさんから出た意見を受けて、1年に2作ぐらひは作ってもらうように意見書を提出したいと思ひます。今回は取り下げでもいいですか。                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局   | そこは県の方に確認をしてからがいいと思ひます。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長   | わかりました。今回の件ももちろんですが、〇〇さんがおっしゃった他の土地についても県の方に確認をお願いします。採決は県への確認後にしますので、来月に先送りします。                                                                                                                                                                                                           |
| 議 長   | 続いて議案第140号「農振法第13条の規定による変更申請について(除外)」を議題といたします。農林水産課農政係より説明をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                      |
| 農政係   | 定例総会、ご出席の皆様お疲れさまです。農林水産課農政係の〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。今回は農振法第13条に規定による除外9件の申請がされていますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。それでは、議案第140号の説明させていただきます。お手許の議案書は6ページ、位置図は2ページから9ページをご参照ください。1件目は所在地が大字〇〇字〇〇〇〇番地になります。地目は田になります。面積は該当1筆で1,019平米です。変更目的は太陽光発電施設が計画されております。申請人は当該農地の所有者である〇〇〇〇氏、関係する機関の同意としましては、隣接する農地の所有 |

者・区長・生産組合長と担当農業委員の方の同意をいただいています。本件に関する意見書としましてはJAの方に依頼しているところです。申請地は第2種農地となっています。周囲の状況ですが北側は農地、南側と東側は太陽光発電装置、西側は河川となっています。今回の申請地は過去〇〇の土地改良の対象地域とはなっておりませんので、過去の水害等々の影響でかなりの石が入っておりまして耕作困難な状況でした。今後も農地として耕作していくには困難で、東と南に太陽光が設置してありましたので、今回太陽光として転用したいと申請がありました。

続いて2番の説明をします。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地の一部となっております。地目は田で、面積は675平米のうち48平米となっております。変更目的は住宅敷地拡張が計画されています。申請人は当該農地の所有者である〇〇〇〇氏、関係する機関の同意としましては、隣接する農地の所有者・区長・生産組合長と担当農業委員の方の同意をいただいています。申請地は県営圃場整備事業が入っておりまして、確約書が提出されています。本件に関する意見書としましては農協と土地改良区の方に依頼しているところです。申請地は第1種農地となっています。周囲の状況ですが北側は田、東と西は宅地、南は道路となっています。申請人の方が宅地を建て替えた際に敷地の整備を行い、一部不整形になった部分の埋め立てをし、現在の状況になりました。今回始末書が添付されています。

続いて3番について説明します。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇の一部となっております。地目は畑で、面積は4,056平米のうち2,600平米となっています。変更の目的は資材置場及び駐車場です。申請人の方は当該農地の所有者である〇〇〇〇氏、関係する機関の同意としましては隣接する農地の所有者・区長・生産組合長と担当農業委員の方の同意をいただいております。本件に関する意見書としましてはJAの方に依頼しているところです。申請地は2種農地となっております。周囲の状況は北が道路、東と西は畑、南は宅地となっており、周辺農地への影響はありません。申請地は〇〇さんの耕作兼作業場でしたが資材置場が足りなくなったため、一部を資材置場、また大型の集荷車両、従業員の駐車場として活用したいとのことでした。

続いて4番を説明します。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇となっております。地目は田で、面積は1,663平米です。変更の目的は太陽光発電施設です。所有者の〇〇〇〇さんは亡くなられていて、代表相続人として〇〇〇〇さんが申請されましたが、申請された後に〇〇さんの方もお亡くなりになって今回相続関係人の方の同意書が提出されています。関係する機関の同意としましては隣接する農地の所有者・区長・生産組合長と担当農業委員の方の同意をいただいております。本件に関する意見書としましては農協の方に依頼しているところです。申請地は2種農地です。周囲の状況は北と南と東は水田と樹園地、西は荒廃地となっています。周囲の農地としましては、実際は耕作が出来て無い状況ですので営農等への影響は無いと思われれます。現在農地として活用はされていない状態で、今後も行う予定も無い中で太陽光の話があり今回申請されたとのことでした。

続いて5番を説明します。位置図は6ページになります。所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇です。地目は田で、面積は275平米となっています。変更目的は一般住宅です。申請人の方は当該農地の所有者でもある〇〇〇〇氏、関係する機関の同意としましては隣接する農地の所有者・区長・生産組合長と担当農業委員の方の同意書が提出されています。本件に關係する意見書としましては、関係機関のほうに依頼しているところです。周囲の状況ですが、北と南と東は農地、西は宅地となっています。申請地は2種農地です。申請地は申請人の所有地であります。当該地区内で一般住宅建築を希望される第三者さんから相談があり、承諾をされたとのことでした。建築予定者においては周辺で農地以外を探されていましたが、売買価格や建築に必要な面積等々で一致するところがなくこの申請地されたそうです。

続いて6番について説明します。位置図は7ページをお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地、同じく〇〇番地です。地目はそれぞれ田で、面積は〇〇番地

が2,342平米、〇〇番地が799平米です。変更目的は児童発達支援施設です。申請人は当該農地の所有者である〇〇〇〇さんで、関係する機関の同意としましては隣接する農地の所有者・区長・生産組合長からは同意を得られていますが、担当農業委員からは同意が保留されています。意見書につきましては現在関係機関の方に依頼しているところです。周囲の状況ですが北と西は農道を挟んで農地、南は市道を挟んで農地となっています。申請地は県営圃場整備事業の対象農地となっていますが、集落営農組織の方から営農への支障はないという確認書が提出されています。申請農地については市内に児童発達支援施設の設立を計画している事業シェアがあつて、当地区内において候補地の1つとして申請されています。

続いて7番と8番について説明します。位置図は8ページをお開きください。7番と8番は変更後の目的が同一ですが、所有者が違うため分けております。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地、〇〇番地の2筆です。地目は田で、面積は2筆合計3,110平米です。変更目的は店舗(自動車販売修理施設)です。申請人は字〇〇〇〇番地が〇〇〇〇さんで、〇〇番地が〇〇〇〇さんで、両名とも所有者です。関係する機関の同意としましては隣接する農地の所有者・区長・生産組合長・担当農業委員から同意を得られています。意見書については関係各機関の方へ依頼しているところです。農地区分は1種農地です。申請地は県営圃場整備事業が入っておりまして、確約書が提出されています。周囲の状況は北の方が農道挟んで農地、南が用水路を挟んで農地、東が207バイパス、西が農地となっております。周囲農地への営農等の影響は少ないとのこと。市内で自動車販売修理業を営んでいる業者が移転候補地の1つとして、申請されています。

続いて9番について説明します。位置図は9ページをお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田で、面積は816平米です。変更の目的は農家住宅です。申請人の方は当該農地の所有者である〇〇〇〇さんで、関係する機関の同意としましては隣接する農地の所有者・区長・生産組合長・担当農業委員から同意を得られています。意見書はJAと土地改良区の方に依頼しています。確約書についても農場整備関係から土地改良区から、あと農地多面的機能支払い対象地ということで返還等の確約書が提出されています。また、農地区分は1種農地です。周囲の状況は北が市道挟んで農地、南が用水路挟んで農地、東も農地、西がため池となっています。申請人の方は今後の農業をするつもりがなく、後継者もいないため売却を考えていたところ市内で農家住宅の建築を計画されている方がいて不動産業者を介し了解を得たとのこと。以上で議案140号の説明を終わります。

|      |                                                                                                                                                                                              |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長   | 只今の説明について質問・意見がある方はいませんか。                                                                                                                                                                    |
| 8番委員 | 6番についてですが、農業委員会で提案した場所についての話は出てこなかったですか。                                                                                                                                                     |
| 農政係  | 何箇所か農業委員会から提示された場所もあったと聞いております。それも加味して今回の申請地を選ばれたそうです。                                                                                                                                       |
| 9番委員 | 6番について、私が印鑑を押さなかった理由は前回の総会の説明で納得できない部分があったため押していません。あと9番の農家住宅の件ですが、実際に作られるのは〇〇さんではなく、〇〇の方だと聞いていますが、そこに建てられる理由はなんですか。                                                                         |
| 5番委員 | 〇〇から来られる人は2~3年前から農家住宅を建てるために知り合いの不動産業者を通じて土地を探されていて、今回この申請地の紹介を受けました。宅地分譲とかの紹介を受けたが、農家住宅としては狭過ぎたため、ここを選ばれたそうです。<br>この土地は圃場整備がしてありますが、変形的な土地で圃場整備地区内の端であることで農地利用最適化推進委員さんにも立ち会ってもらって印鑑を押しました。 |
| 農政係  | 補足して説明します。ここに建てられる方が両親と一緒に住むということで、環境が良い理由からここにされました。またこの近くに耕作地を持たれているので、何箇所かある候補地の中からここを選ばれたようです。                                                                                           |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長            | 他に質問はありませんか。無かったら採決を取ります。<br>(本人関連議案があるため議長退席)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 9番委員<br>(議長代理) | 議長代理で、個別に採決を取ります。<br><br>(1から9番まで順番に採決。6番以外は全員賛成。6番は賛成少数。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 9番委員<br>(議長代理) | 6番以外賛成。この農業委員会の意見を付して、農林水産課の方から県へ送付されます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議 長            | 議案第141号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の2番の説明を事務局よりお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事務局            | 2番について説明します。総会議案・説明資料は同じく7ページ、位置図は11ページをお開きください。土地の所在地は大字○○字○○○○番地○、○○番地、○○番地、○○番地○、○○番地○の5筆となっています。登記地目は畑が3筆と田が2筆となっています。面積は1,133平米、2,347平米、158平米、1,982平米、891平米で合計6,511平米です。譲受人は○○区の○○○○○○○○です。譲渡人は2名おられて、○○区の○○○○さん96歳、無職の方で、もう1人の方は○○区の○○○○さん66歳、無職の方です。転用の目的は○○○○○○○○で、施設の概要ですが○○○○○○○○1棟1,892.54平米、通路その他8,050.20平米また、同時申請地として大字○○○○番地○(雑種地)、同じく○○番地○(雑種地)、同じく○○番地(公園)、及び同じく○○番地○(宅地)の一部と水路と里道敷を含めて3,431.74平米が申請されています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と西と北は里道、南は宅地となっています。関係部署との協議ありで条件は無しとなっています。なお、水路形状変更申請、里道用途廃止及び売却申請、開発行為許可申請がなされています。説明は以上です。 |
| 議 長            | ここで担当委員より説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 2番委員           | 先ほど説明があったように○○○○○○○○の申請となっております。建物自体は現在もありますが、長い年月経っていろんな弊害が出てきているので、新たに申請地のほうに4階建てで建て直すそうです。現在の建物は解体して更地に戻すとのことです。説明は以上です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長            | 只今の説明について質問や意見はありませんか。<br>無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議 長            | 賛成全員。2番は許可相当として県へ送ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議 長            | 次に議案142号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」事務局より説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局            | 総会議案・説明資料の8ページをお開きください。位置図は12ページをお願いいたします。番号1について説明いたします。土地の所在は大字○○字○○○○番地と同じく○○番地です。登記地目は畑ですが、現況地目は畑と村落地区になっています。登記面積は134平米と24平米です。申請人は○○区の○○○○さん80歳、農業の方です。転用目的は倉庫になっていて、その概要ですが倉庫1棟が24平米で、4台分の駐車場が134平米です。農地区分は1種農地です。周囲の状況ですが、東は田、西と南は道路、北は宅地になっています。なお、地元との協議はしてありまして、条件は無しになっています。ただ始末書の提出があつています。説明は以上です。                                                                                                                                                                                                                                |
| 議 長            | 担当農業委員より説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 9番委員           | 道路と自宅の間に圃場整備の関連で畑となっておりますが、ちょうど家の入り口の畑になっているところを転用したいとのことでした。転用に際しての周囲への支障はないと思われます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長            | 只今の説明について質問や意見はありませんか。<br>無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長  | 賛成全員により、1番は許可相当として県へ送ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長  | 議案143号「農地法第3条に規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の1番の説明を事務局よりお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局 | 総会議案・説明資料の9ページをお開きください。位置図の13ページも併せてご覧ください。番号1について説明いたします。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地、字〇〇〇〇番地〇、同じく〇〇番地です。登記地目と現況地目は字〇〇〇〇番地、字〇〇〇〇番地が田、字〇〇〇〇番地〇が畑となっています。登記面積はそれぞれ1,080平米、54平米、712平米となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん72歳、農業の方で、譲渡人が〇〇区〇〇の〇〇〇〇さんです。譲受理由と譲渡理由は経営規模の拡大と相手方の要望によるです。農地法第3条の現地確認調書につきましては、巨瀬農業委員と中村農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がされているところでございます。番号1の説明は以上です。 |
| 議長  | 只今の説明について質問や意見はありませんか。<br>無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|     | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長  | 1番は賛成全員として取り扱います。<br>続いて2番の説明を事務局よりお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局 | 番号2について説明いたします。総会議案説明資料は同じく9頁、位置図は14頁をお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇67番地です。登記地目と現況地目は田となっています。登記面積は1,025平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん56歳、農業の方で譲渡人が同じく〇〇区の〇〇〇〇さん85歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は贈与。農地法第3条の現地確認調書につきましては、中村農業委員と中島農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がされているところでございます。番号2の説明は以上です。                                                                                       |
| 議長  | 只今の説明について質問や意見はありませんか。<br>無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|     | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長  | 2番は賛成全員として取り扱います。<br>続いて3番の説明を事務局よりお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局 | 番号3について説明いたします。総会議案説明資料は同じく9頁、位置図は15頁をお開きください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は102平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん32歳、農業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん82歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、佐藤農業委員と増田農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がされているところでございます。番号3の説明は以上です。                                                                     |
| 議長  | 只今の説明について質問や意見はありませんか。<br>無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|     | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長  | 3番は賛成全員として取り扱います。<br>続いて4番の説明を事務局よりお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局 | 番号4について説明いたします。総会議案説明資料は同じく9頁、位置図は16頁をお開きください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共                                                                                                                                                                                                                                                                             |



|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>に田となっています。登記面積は 49 平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん 88 歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん 70 歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、山口農業委員と田島農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がされているところがございます。番号4の説明は以上です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長   | <p>只今の説明について質問や意見はありませんか。<br/>無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|      | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議長   | <p>4番は賛成全員として取り扱います。</p> <p>続いて議案144号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画(案)について」事務局より説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 事務局  | <p>1番から説明します。権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで、土地の所有者は同じく〇〇区の〇〇〇〇さんです。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇で、現況地目は田、面積は 2,576 平米となっています。</p> <p>続いて2番について説明します。権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで、土地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地で、現況地目は田、面積は 3,828 平米となっています。</p> <p>続いて3番から6番を説明します。権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで、土地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんです。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地、〇〇番地、〇〇番地、〇〇番地〇、〇〇番地〇、〇〇番地〇の6筆です。現況地目はそれぞれ田で、面積は 3,912 平米、2,800 平米、5,093 平米、1,979 平米、346 平米、2,781 平米、合計 16,911 平米となっています。</p> <p>次に7番について説明します。権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで、土地の所有者は同じく〇〇区の〇〇〇〇さんです。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇、字〇〇52〇〇番地〇、〇〇番地2の3筆です。現況地目は田、面積は 1,819 平米、720 平米、960 平米、合計 3,499 平米となっています。</p> <p>続いて8番と9番について説明します。権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さん、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇、字〇〇〇〇番地〇です。土地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さん、同じく〇〇区の〇〇〇〇さんです。現況地目はそれぞれ田で、面積は 2,031 平米と 3,046 平米となっています。</p> <p>続いて10番、11番について説明します。権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さん、土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地、〇〇番地となっています。土地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さん、同じく〇〇区の〇〇〇〇さんです。現況地目はそれぞれ田で、面積は 4,621 平米と 5,501 平米となっています。</p> <p>設定する権利の種類ですが、全てが賃貸借権となっています。契約期間は1番と2番が平成30年11月1日から平成40年10月31日までの10年で、残りの3番から11番は平成30年11月1日から平成36年10月31日までの6年間となっています。説明は以上です。</p> |
| 議長   | <p>只今の説明について質問はありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 5番委員 | <p>この農地は荒れていなかったですか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長   | <p>荒れていません。耕作してある状況です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長   | <p>8番の農地は小作料 8,000 円と書いてありますが、本来〇〇さんの契約が来年まででした。このことがあって来年までは小作料に 2000 円プラスして、1 万円で設定されています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長   | <p>他に質問はありませんか。<br/>無いようなので、一括して採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|      | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | 全員賛成として取り扱います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長  | 次に議案 145 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事務局 | 一括して説明します。総会議案・説明資料は 11 ページから最終ページの 15 ページをお開きください。この議案は合計 24 件となっています。利用権設定されているのが 24 件中 12 件そのうち再設定が 3 件、新規が 9 件でございます。他にあっせんが 1 件、農地中間管理事業との貸借が 11 件となっています。利用権設定されている方のうち賃貸借権が 10 件、使用貸借権が 2 件となっています。賃貸借権を設定されている 10 件のうち現金扱いが 5 件、物納扱いが 5 件です。契約期間は 10 年が 7 件、5 年が 5 件となっています。使用貸借権を設定されている案件について若干個別に説明させていただきます。1 番については借り人が代わられておりますが、同様の使用貸借権で設定をされています。11 番については江福の集落の西の方にある斜面の畑で、面積も 241 平米と狭いために使用貸借権となっています。説明は以上です。 |
| 議長  | 只今の説明について質問はありませんか。<br>質問も無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|     | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議長  | 賛成全員として取り扱います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長  | よろしいですか。<br>以上をもちまして、本日提案された議題審議を終わります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|     | (午後4時25分終了)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|  |                                                                                                                                                           |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。</p> <p>平成30年10月 2日</p> <p>鹿島市農業委員会</p> <p>会 長 ⑩</p> <p>3番委員 ⑩</p> <p>4番委員 ⑩</p> <p>事務局長 ⑩</p> |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|